

報 道 資 料

平成 24 年 5 月 28 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第 140 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 148 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 5 月 25 日
- ◎ 実 施 機 関：土木部 企画管理室
- ◎ 対 象 行 政 文 書：郡山土木事務所に係る以下の文書
 - 1 平成 13 年度から平成 15 年度までの超過勤務手当の実績に関する調べ
 - 2 平成 16 年度から平成 21 年度までの係（グループ）別__超過勤務時間月次管理表
 - 3 平成 22 年度に係る係（グループ）別__超過勤務時間・超過勤務手当月次管理表
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不 開 示 部 分：平成 13 年度から平成 15 年度までの超過勤務手当の実績に関する調べのうち、職員個人の超勤手当欄
 - 不 開 示 理 由：条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、郡山土木事務所の平成 13 年度から平成 22 年度までの各年度における各月の超過勤務に係る時間数が記載された一覧表（以下「一覧表」という。）である。

本件行政文書のうち、平成 16 年度から平成 22 年度までの一覧表は、係別又はグループ別で整理されているが、平成 13 年度から平成 15 年度までの一覧表は、職員個人ごとに整理され、職員ごとに超過勤務に係る時間及び手当額が記載されている。

2 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、平成 13 年度から平成 15 年度までの超過勤務手当の実績に関する調べのうち、職員個人の「超勤手当」欄については、条例第 7 条第 2 号に該当するとしているので、以下検討する。

平成 13 年度から平成 15 年度までの超過勤務手当の実績に関する調べのうち、職員個人の「超勤手当」欄には、郡山土木事務所の職員ごとの超過勤務手当額が月別に記載されている。超過勤務手当額は、職員個人の収入等財産の状況が明らかになる職員個人の私的な情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第 7 条第 2 号本文に掲げる情報に該当する。

また、職員の超過勤務手当額は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないため同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、職員の超過勤務手当の額は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、職員個人の「超勤手当」欄に記載されている超過勤務手当額については、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	6月15日		
② 決定	平成23年	6月29日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成23年	7月7日		
④ 諮問	平成23年	7月21日		
⑤ 経過	平成23年	12月13日	第150回審査会	審議
	平成24年	1月31日	第151回審査会	審議
	平成24年	3月16日	第152回審査会	審議
	平成24年	5月15日	第153回審査会	審議